

平成 23 年 3 月 15 日発行

発行：会計コンサルティング部

《月刊『節税コラム』3月号》

第4回～決算期直前！まだ間に合う節税方法！！？～

みなさん、こんにちは。事業年度末である今月は、「予定していた以上に利益が出ていて、多額の納税が発生しそうだ。しかも決算期末まで時間がない！」という場合の節税策をお伝え致します。

#### ①短期前払費用

家賃などの経費は支払期日より先払いしても、原則として支払った時点では税務上の費用としては認められていません。しかし、例外として「短期前払費用」という制度があり、「1年以内の分の前払い」ということであれば費用にすることが認められています。

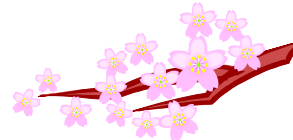
例えば、3月決算法人が23年4月分から24年3月分までの事務所家賃を23年3月末までに先払いすると、23年3月期の費用にすることができます。つまり23年3月期においては、22年4月分から23年3月分までの通常の家賃と23年4月分から24年3月分までの前払いの家賃が費用になります。

他には生命保険料やリース料などの年払いの方法もあります。

しかし、この制度を活用するには下記のことにご注意が必要です。

- ・この制度を使った場合には翌期以降も継続して活用すること
- ・キャッシュアウトが伴うので資金繰りの見通しを立てておくこと

翌期以降はいくら前払いを継続しても、1年分しか経費にならないので、節税効果があるのは初年度だけになります。また、租税回避行為と見られないためにも契約書の整備など事前の対策は必要です。「短期前払費用」の制度のご活用を検討されたい方は弊社までご相談ください。



#### ②決算賞与

3月決算法人が、3月中に従業員に対して賞与を支払えば費用になるのはもちろんですが、3月中に支払わなくても一定の条件を満たせば費用にすることができるのです。

一定の条件には、従業員個々に決算期末までに支給額を通知し、決算期末後一か月以内(3月決算法人であれば、4月中)に支払う必要がある等があります。

念のために、決算期末までに支給通知書を各従業員に交付し、また支給後には受領印をもらうなどして、事前の準備を整えておくことが望ましいと考えられます。

今回はオーソドックスな節税対策を2つご紹介致しましたが、いずれもキャッシュアウトを伴うものとなっています。無理な節税で資金繰りが厳しくなっては本末転倒ですので、節税対策も計画的に進めていくことが必要です。

(文責 多田俊生)